

三共有機がコンポスト化をしているという、中心にかなりあそこでやっておられますから、だから、あそこの工場が、今までは一般・産業廃棄物も処理しておったものが、いろんなダイオキシンの規制の問題、それといろいろな規制の問題等々もあって、その事業を取りやめて、そしてコンポスト化事業だけに、いわゆるそこだけに限定してきたと、そういうことから、施設の整備もあるんでしょうか、そういうものも含めて、もしあって、こういった単価になってきたのかなというふうに単純に私はそういうふうに受けとめたんですけども、今の部長の考え方のところでは、そうではないみたいです。ここら辺については、また別途、この問題については質していきたいと思いますが、どうしても納得できません。

それと、先ほど部長から、時間の関係もあってでしょうが、費用対効果のお話をされましたけれども、口頭でしか言われておりませんから、本当に私はこういったことについての必要性があるということを検討をされてきたのかどうなのかということを私は疑問として思います。

私たちがこういう質問をすると、それは最初から無理なんだというようなことから、それを実施しないために一生懸命答弁をしているように、私は受けとめるんですよ。間違っていたらすみません。

そういう意味では、きょうは時間の関係でこれ以上はできませんので、その辺についても今後の宿題として、本当にどういう形で、そして、どういう数字で、幾ら幾らかかって、そしてどうなのかということについて、今後、ぜひ明らかにしていきたいというふうに思います。

それと、あとは市町村合併の問題ですけども、今、スケジュール的な問題があって、答弁もありまして、基本的な考え方についてはわかりました。ぜひ、この市町村合併の問題については、私は基本的には、本壇でも言いましたように、住民のコンセンサスを最終的に得られるように、そのための十分な説明期間を設けるというのが私は必要だと思います。今までは、どちらかというところの議論を進めてきたのではないかなというふうに思います。これから先、市町村建設計画なり、あるいは財政計画、これが出てきて初めて、いわゆる具体的に自分たちの住民生活、そ

のものに対する条件に、どういう影響と変化があらわれてくるのかということは、この市町村建設計画なり、あるいは財政計画が出て初めてわかってくるのではないかなというふうに思うんですね。

しかし、それをつくるにしても、この枠組みが決まらないと、それが最終的なものではできません。今の状況からいくと、どんどん枠組みがずれてきているような気がしますから、そうすると、当初予定をしている計画に間に合わない。そういう意味からいけば、当初、合併特例法適用の平成17年の3月末日まで、ここまで間に合わない、あるいはそのことをこだわらずに、この合併については、ぜひ進めていただきたいということ、これは要望としておきたいというふうに思います。

あとは、労働行政の問題についても、大変今は厳しい状況であります。積極的に労働行政に取り組んでいきたいというお話はありますけれども、今回も大幅な機構改革が本議会の中でご提案をされておりますが、残念ながら、こういう今の雇用情勢、労働情勢でありながら、このことについては何ら触れられておりません。本当に残念です。こういう時期だからこそ、やはり労働行政あるいは雇用行政をどうするのかということで、新たなセクションを設けるなど検討をすべきだというふうに私は思いますし、ぜひそういう立場で取り組んでいただきますように要望をいたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長(野口源次郎君) 休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

= 休憩 午後0時1分 =

~~~~~

= 再開 午後1時0分 =

副議長(松尾敬一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。37番福島満徳議員。

〔福島満徳君登壇〕

37番(福島満徳君) 質問通告に基づき、順次、質問いたしますので、市長並びに関係理事者の前向きな答弁を期待するものであります。

まず、原爆被爆行政についてお尋ねをいたします。

30年余りにわたり取り組んできた長崎市悲願の被爆地域拡大が、被爆者援護法に基づく新しい制度として、健康診断特例区域が爆心地から12キロ

以内に設定されたことは、長年の行政、議会、関係諸団体の皆様方の努力のたまものと深甚なる敬意と感謝の意を表するところであります。

そこで、お尋ねいたします。

まず1つ目は、被爆体験者支援事業の進捗状況についてであります。本年4月1日の政令改正で被爆体験者支援事業がスタートしましたが、第二種健康診断受診者証の認定状況、健康診断の受診状況、スクリーニング検査、被爆体験者医療受給者証の交付状況など、現在までの事業の進捗状況をお示しく下さい。

2つ目は、被爆体験者医療受給者に係る居住条件についてであります。同じ場所で被爆体験した者が爆心地から12キロ以上遠に現在居住しているとの理由で、今回の制度上で医療費扶助を受けられないという行政上の不平等を受けることについて、行政としても解決に向かって取り組んでおられるやに聞き及んでいますが、その後の対応についてお尋ねをいたします。

3つ目は、原爆投下時に爆心地から12キロ以上遠にいた方への対応についてであります。今回の被爆地域拡大で、爆心地から12キロ以内の被爆未指定地域の方が救済されることになりましたが、さらに、長崎市内でも、原爆投下時に爆心地から12キロ以上遠にいた方々への対応を行政として、どのように考えておられるか、お示しく下さい。

2. ものづくり支援のための技能顕彰制度についてであります。

ものづくりにおける若年者離れ、後継者不足により、技術・技能の伝承が危惧されている昨今ですが、他都市では、さまざまな取り組みがなされているようです。例えば日本版マイスター制度の登用です。これは職人の国と呼ばれるドイツで生まれた制度、マイスター（技能と理論を完全にマスターした人）を実践と教育で培う制度とされており、北九州市の例をとりますと、マイスター制度を採用する目的は、北九州市の高度な産業技術を支える卓越した技能者を北九州マイスターとして認定し、表彰することにより、その社会的認知度を高めるとともに、北九州マイスターの技術顕彰活動を通じて、すぐれた技能の維持、継承及び人材の確保、育成を図り、もって地域産業の振興に資することとなっておりますが、本市においても、ものづくりの分野にとどまらず、他の

産業を含めた技能顕彰制度を創設するお考えはないか、お尋ねをいたします。

3. 南部地域の振興策についてであります。

1つは、（仮称）南部運動公園についてであります。市の努力により着々と工事は進んでいるようですが、その進捗状況と完成の予定年度、また、その後に予定されている第2期工事については、どのようになっているか、お尋ねをいたします。

2つ目は、南部地域の道路行政についてであります。たびたび同僚議員からも質問がおります国道499号の問題です。現在、平成14年度の進捗状況をお示しく下さい。

また、もう一つは、先ほど市長からも少し答弁がありましたが、外環状線の田上 - 新戸町 - 柳田間3.9キロの問題です。政府においては、公共工事の見直し、特に、道路行政については、厳しい指摘がなされていますが、今後のスケジュールをお示しく下さい。

以上で本壇の質問を終わります。＝（降壇）＝  
副議長（松尾敬一君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 福島満徳議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

原爆被爆行政の問題でございますが、長崎の被爆地域につきましては、平成14年4月1日の政令の改正で、爆心地から12キロメートル以内の被爆未指定地域が新たに健康診断特例区域として指定されたところでございます。関係者の皆様方に改めて厚くお礼を申し上げたいと思っております。

現在のところ、長崎市では、事業の円滑な推進に全力を尽くしているところでありますが、当初の予想をはるかに超える申請が寄せられておまして、関係住民の皆様方が今回の地域拡大をどんなに待ったのか、また、待ち望んでおられたかを改めて痛感しているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、第二種健康診断受診者証の交付申請は、11月末でございますが、既に7,400人を超えており、このうち約7,100人の方に受診者証の交付を行っております。その後、健康診断とスクリーニング検査を済まされた方が約6,800人、そのうち精神科医師による要医療性の診断を終了された方が約6,000人、さらに交付審査会を経て11月末までに4,900人の方に被爆体験者医療受給者証の交付を行っているところであ

ります。来年1月には、医療受給者証の交付にもめどがつくのではないかとこのように、本事業が順調に進むことができましたのも、精神科医の先生方を初め医療関係者の皆様方の温かいご支援とご協力のたまものと感謝を申し上げている次第でございます。

本市といたしましても、今後も、本事業の充実に取り組むとともに、多くの方々が今回の援護が受けられますように、引き続き鋭意、努力してまいっている所存でございます。

次に、被爆体験者医療受給者に係る居住条件についてでございますが、福島議員ご指摘のとおり、第二種健康診断受診者証は、全国どこにお住まいでも申請することができますが、医療受給者証につきましては、現在も爆心地から12キロメートル以内の区域にお住まいの方のみが対象となっているわけでありまして、例えば、同じ場所で被爆体験をした兄弟姉妹の方々でも、現在の居住地が県外、市外、あるいは市内でも深堀地区、三重地区、茂木地区の一部にお住まいであれば対象とならず、同じ兄弟姉妹で医療受給者証の交付が受けられる方と受けられない方が出てくるという新たな不平等が議員ご指摘のように生じているところでございます。

被爆後57年をかけて、この制度が生まれた喜びの一方で、現在の居住地のために援護が受けられない方のお気持ちは察するに余りあるところでございます。本市が全国の都道府県に調査をしましたところ、約1,500人を超える方がこの医療費扶助の対象から外れるという結果が出ているところであります。

長崎市といたしましても、厚生労働省に対しまして、この問題を事業が始まる前から、実は指摘をいたしてありまして、改善を申し入れており、8月の平和祈念式典後に被爆者団体あるいは長崎県市の要望を聞いていただく中で、坂口厚生労働大臣から、「この問題については、県市と相談しながら進めていきたい」というふうなご回答をいただいているところでございます。

この問題では、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会、いわゆる原援協におきましても、本年の3月、そして8月にも要請活動を行っていただいております。今後とも地元の強い要望ということで、議会の皆様方、そして行政とが一体となっ

て、引き続き国に強く訴えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、原爆投下時に爆心地から12キロメートル以遠にいた方に対する対応についてでございますが、議員ご指摘のとおり、深堀地区、三重地区及び茂木地区の一部には、爆心地から12キロメートル以遠の地区があり、原爆投下時にそれらの区域にいた方は、今回の制度には残念ながら該当しないわけでありまして、このことにつきましては、本年2月に当該地区の住民の方から、被爆地域拡大の取り組みに対し、同じ仲間として活動してきた経緯を踏まえながら、対応をお願いしたいという、当然なことではございますが、そういう熱い要望も寄せられているところでございます。

私といたしましても、関係住民の方のお気持ちは、心情的に十分理解できるところでございますので、現在は、被爆地域拡大に伴う新たな制度でありまして被爆体験者支援事業の円滑な推進に全力を尽くしているところでございます。

一方、平成7年9月と平成11年6月の市議会におきまして、爆心地から12キロメートルの範囲内にある被爆未指定地域を健康診断特例区域に指定するよう求める決議を可決していただいた経緯も踏まえ、この問題につきましては、長崎市だけではなく、琴海町、多良見町、飯盛町、そして長崎市と同様な事情があるわけでありまして、現在、長崎県に対しまして、協議の場を設定していただくように申し入れをしているところでございます。

今後、今回の被爆地域拡大に伴い生じてきた諸問題を整理をしながら、県及び関係町とも十分に調整しながら、この問題について対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、私の本壇よりの答弁とさせていただきます。＝（降壇）＝

商工部長（石崎喜仁君） 2点目のものづくり支援のための技能顕彰制度についてお答えいたします。

近年の本市製造業を取り巻く環境は、中国・韓国等の台頭による国際的な競争激化や長引く景気の低迷の中で非常に厳しい状態にあり、国際的分業の中で生き残っていくためには、技術に裏づけされた高付加価値製品の製造が必要となっております。また、産業の発展を支えてきた地場の中小製造業の現場においては、議員ご指摘のように、

若年者の定着が難しく、従業員の高齢化が進行しており、後継者不足と相まって技術・技能の伝承が難しくなることが危惧されております。

このような状況を踏まえ、本市といたしましては、造船業を中心とした製造業の技術・技能の向上を図るため、平成10年度から長崎市ものづくり支援事業に取り組んでおります。この事業の柱の一つである技能者育成指導事業におきましては、溶接や配管、ひずみ取りなどの分野で熟練した技能者OBを本市の指導員として登録し、企業の要請に応じて派遣指導を実施しており、造船技術を中心とした技能・技術の伝承及び育成に努めているところでございます。

さて、議員ご提案の対象を製造業だけにとどめず、他の産業も含めた分野、例えば剣道などの武道用具や特産品、伝統芸能、理容・美容業などものづくりの分野なども考えられますが、これらも広く対象として、卓越した技術・技能を保持するものを認定し、マイスターの称号を贈り、その技を磨くことや後継者の育成を支援する技能顕彰制度を新たに設けることにつきましては、1つ、ものづくり技能者の有する技能の必要性、重要性についての理解が深まること、2つ、技能や技能者が尊重される社会的機運が醸成されること、3つ、技能者に対する社会的評価の向上が図られることなどの効果があり、また、本市産業の活性化を図り、技術・技能の後継者を育成するといった面においても有効な施策ではないかと認識しております。

しかしながら、マイスターといった技術・技能を顕彰する本市独自の制度を設けるとした場合、対象分野をどこまでにするか、その技術水準をだれが、どのように判断するのか、マイスターといった称号の権威をどのように制度的に維持していくかなど難しい課題があります。

同様の制度といたしましては、国が実施しております「現代の名工」という表彰制度がございますが、今年度は、本市から広告美術の分野から1名の方が現代の名工として表彰を受けておられ、昭和42年創設以来、本市から計29名の方が表彰を受けておられます。

本市といたしましては、これら国などの表彰制度や先進導入都市の事例等を調査するなど、今後、十分研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

都市建設部長（坂本昭雄君） 南部運動公園の整備についてお答えをいたします。

本市の公園整備につきましては、緑の基本計画を指針といたしまして、全市的な均衡を図りながら公園・緑地などの整備をいたしているところでございます。

末石町におきます公園整備につきましては、面積約4.1ヘクタールの公園といたしまして、ソフトボール、サッカー、ゲートボールなどができる多目的広場やテニスコート2面、児童公園あるいは駐車場65台の収容でございますけれども、そういう施設を配置し、地域住民の皆様方のスポーツ・レクリエーションでの利用や憩いの場となるよう整備を行っているところでございます。工事につきましては、平成10年度から着手し、造成工事は平成13年までに完了しております。本年度の事業進捗につきましては約85%であり、ことしから本格的な施設整備を行い、平成15年度末の完成を予定しているところでございます。

ご指摘の草住町の公園につきましては、現在整備をいたしております末石町の南部運動公園の供用開始後、平成16年4月予定でございますけれども、この開始後の地域住民の皆様方の活用あるいは利用状況あるいは地域の意向等を踏まえながら、また、南部地域におきます長崎外環状線などの関連事業や他の公共施設の整備状況など総合的な見地から調整を図る必要があると考えております。

さらに、あわせまして市域全体の公園計画の均衡と財政状況等を考慮しなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

都市計画部長（松本紘明君） 3番の南部地域の振興策についての(2)の道路行政についてお答えをいたします。

長崎外環状線につきましては、放射環状型の道路交通体系の確立、市街地関連交通の分散、都心部の通過交通の排除を目的として、昭和50年12月に時津町から長崎市柳田町間の延長約21.5キロメートル、幅員19メートルの自動車占用道路として都市計画決定されております。

このうち、時津町から西山4丁目間延長約7.8キロメートルは、川平有料道路や一般国道34号長崎バイパス西山延伸事業において平成3年3月に

供用されており、早坂町から転石間約1.4キロメートルにつきましても、九州横断自動車道から国道324号へのアクセス道路として整備が進められ、平成14年度末に供用予定でございます。

田上インターから新戸町インター間延長約2.5キロメートルは、平成10年12月に地域高規格道路の調査区間に指定され、県において、平成11年度より現地調査や測量が行われ、本年度は、トンネルの影響を考慮するための水文調査が行われておるところでございます。

事業の着工時期につきまして、現在、事業中の女神大橋や出島バイパス等の大型事業の進捗状況を見ながら検討したいと県よりお聞きしているところでございます。

新戸町インターから柳田インター間の延長約3.9キロメートルを含む未施工区間につきましては、国、県、市で構成する長崎県幹線道路協議会の中で、役割分担や整備手法等について具体的に検討してまいりたいと考えております。

また、一般国道499号は、長崎半島地域を縦断する南部地区唯一の幹線道路であり、交通混雑の緩和や沿道環境の改善を図ることを目的に、江川町から平山町間延長約2.5キロメートル、幅員25メートルを竿の浦工区として、平成21年度末を完成目標に県の道路事業として整備中であり、平成14年度末の進捗率は約57%の予定であります。

本市といたしましては、長崎外環状線や一般国道499号の早期完成の必要性は十分認識しており、南部地域の振興上、極めて重要な幹線道路であると考えております。このため、今後とも、長崎市、香焼町、三和町、野母崎町、高島町、伊王島町の各首長及び議長で構成する長崎外環状線道路建設促進協議会を軸として、事業主体であります県に対し、早期完成を強く働きかけてまいる所存でございます。

以上です。

37番（福島満徳君） それぞれに答弁ありがとうございます。

原爆行政についてであります。市長も非常に熱意をもって答弁をなされましたが、私も大体、同じような考えであります。ただ、もう一つ、予定より、当初は多分1,700人が1,800人ぐらいというふうな予想もあったみたいですが、7,000人になんなんとする、この人たちの作業については、

先ほど市長もおっしゃったように、関係者の皆様のご尽力のおかげだと、これは市の職員の皆さんも含めたところで大変な評価をさせていただきたいと思っております。

次は、2番目なのですが、これは市長も言われたように、私もどうしても納得いかないことなんです。例えば、新聞に書いています。これは9月28日の新聞なのですが、こう書いています。ある方が、「被爆者健康手帳も二度申請したが、いずれも却下された。12キロ以遠の方です。『新制度でも現在の居住地が12キロ以遠のため、やむを得ず、同市内に住む息子の自宅に住民票を移し7月末に申請、現在結果待ちだ。『今の制度は爆心地から12キロ外に転居した人は救われない。垣根をつくらないで』と訴える」というふうな文章もありますが、まずは、12キロ以内に住んでいて、受診者証をいただいた方が長崎市外であれば、なぜ医療扶助を受けられないのか。根本的なちょっと理由をお尋ねをしたいと思っております。

ご存じのように、医療制度については、厚生省が管轄するわけですから、そうすると、これは、どうしても納得いかないところではないかなと思っております。例えば、ご存じのように、神奈川県川崎市あたりは、被爆2世も実は、いろいろ医療扶助をしているんです。実際調べてみましたが、実績はそんなにありません。なかなか皆さんたちに周知徹底がしてないのではないかと思います。

とにかく今おっしゃったように、長崎市の12キロ以外はだめだと。先ほど市長が例をとって言いましたが、私のすぐ近くの大籠というところは、半分が12キロ以内なんです。半分は12キロ以遠なんです。そして、その人は当時、深堀町に住んでいたんですが、現在は、大籠町の以遠のところに住んでいるんです。こういうのを聞かれたら、本当に住所まで移して、しかし、持ち家ですから、家を移すとか、そう簡単にいかないと思っております。だから今、市長は、答弁でも申し上げましたように、これについては、私は、これは支援事業の進捗状況とあわせながら、一生懸命、関係区市町村とやっていただきたい。もう一度、お考えがあればお願いしたいと思っております。

それから、もう一つは、体内被爆児ですね、これが昭和21年の6月3日までに出生された方は、体内被爆児ということで認定をされているわけで

すね。今度は、ちょっと違った、皆さんたちが大変ご尽力をいただいて、こういう被爆地域の拡大ができたんですが、今までと、これはちょっと違うわけですね、精神的なトラウマと。そういうことで、心身に原爆の精神的なものが認められる人ということになるわけですが、私は、むしろ当時のお産をされた妊婦の方たちは、そこで原爆を受けたわけですから、結局、その子どもさんが生まれるまでは、かなり精神的な苦悩があったんじゃないかと、そのように思うわけですね。

というのは、今でもよく言うように、非常に胎教が大事だと。それには、お母さんの精神的な安定とか、お母さんの持っているものが非常に影響するというふうに言われているわけですね。この点については、どうお考えなのか、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

それから、被爆の12キロ以遠についてですが、私は、きょう原対からも資料もいただきました。普通一般の方たちは、原爆といっているのは、広島と長崎の原爆は一緒だと、そういう解釈をしている方が多いわけですね。ここに書いていますが、広島に落ちたのはウラニウム爆弾、呼称で「リトルボーイ」というわけですが、実は長崎に落ちた爆弾はプルトニウム爆弾、これはお聞きしたら、「ファットマン」というらしいですね。この言葉がどうかわかりませんが、ちょっとお聞きしたら、ちょっと太った人というふうな呼称らしいです。その中で、結局、私は、原子力のいわゆる放射能漏れというのがあっているわけですが、これはプルトニウムなわけですね。だから、皆さんがよく原爆の日も、世界大会に行かれても、「ノーモアナガサキ」というのは、私はまさしく、このことだと思うんですね、プルトニウム爆弾だと。そうするとですね、私は、科学者でも医者でもありませんからわかりませんが、ひょっとしたら、もっとウラン爆弾よりもプルトニウム爆弾が威力は大きかったんじゃないかという気もするわけですね。

しかし、それはそれとしとして、結局、少なくとも12キロ以遠ということで、厚生省からも距離を切られたわけですね。しかし、今言うように、目と鼻の先と。実はですね、これは同僚議員が、前本島市長の時代だったと思います、私もちょっと記憶が間違いだったら訂正をしていただきたい

と思うんですが、当時から一生懸命、被爆地域の拡大是正をやっていたわけですね。その当時、同僚議員の質問の中で、そしたら12キロ以遠の人たちはどうするんだという質問があったときに、本島市長の答弁はですね、それは何とか市の責任をもって対応をしたいというような答弁があったかというふうに記憶しているわけです。

その点については、ちょっと今の2点について市長のお考えをお聞かせいただきたい。

原爆被爆対策部長（太田雅英君） 福島議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、第1点目の今回の制度の中で、なぜ居住条件が12キロ以遠にお住まいになった場合に受けられないかという理由でございますが、私どもも厚生労働省の方にお伺いいたしまして、その理由等をお聞きしております。ただ、明確な理由ということではございませんで、今回の制度が、あくまでも健康診断受診者証、これにつきましては、いわゆる被爆者援護法に基づく制度である。それから、医療受給者証の交付につきましては、あくまでも予算制度であると、予算措置に基づく実施要綱に基づく制度であるという中で、医療受給者証の対象は、現在も12キロ以内にお住まいの方という限定がされているということでございます。

次に、今後の運動につきましてでございますが、これは先ほど市長もお答えいたしましたように、原援協の皆様方とともに運動を展開していくことはもちろんでございますが、県とも、この点につきましては十分協議しております。今後、県と一緒にしまして、やはり厚生労働省にも常々、機会あるごとに要請行動を行っていきたいというふうに思っております。

それから、3点目の胎児の問題でございますが、確かに福島議員さん言われるような胎教という問題あるかと思えます。ただ、私どもが最初、胎児の問題をお聞きしたときは、当然、援護法の適用を受ける健康診断受診者証につきましては、適用が受けられるわけでございますが、医療受給者証につきましては、やはり今回の制度が、議員おっしゃられますように、あくまでもトラウマによるもの、精神的なものを原因とする疾病ということが対象ということでございまして、その線をどこに引くかというのは、国の方でもかなり議論があったようでございます。そのときに議論されたのが、

いわゆる人の記憶というのが何歳ぐらいまでのがあるのかというような議論がありまして、例えば1歳、2歳の方々も記憶がないかもしれないというふうな議論があったようでございます。ただ、これはあくまでも個人差というのがあるという関係上、線をどこに引くかというのが問題になりまして、いわゆる胎児は除くと、その中で胎児は除くというのが現在の国の結論のようでございます。

それから、12キロ以上に対する今後の対策でございますが、私どもも先ほど市長がお答えしましたように、やはり議会の中で12キロ以内についてということで決議もいただいて、そういうことで行動していきまして、今回の結果を得られております。したがって、以遠の問題につきましては、先ほど言いましたように、3町の問題も絡んでまいりますので、今後、県と十分に協議をして一定の対策をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

37番（福島満徳君） 今、やっと依頼が突って、30年余のですね。とにかく資格がある人達を早く受給者証をあげて救済してやろうということで、今、一生懸命頑張っているところだと思いますから、これ以上は言いませんが、やはり不平等感を持たれる人がいるということは、現実的にですね、それは頭に入れて、関係市町村、県と一緒にあって、今後、努力をしていただきたい。そのように要望をしておきます。

それから、続いてのものづくり支援のための技能顕彰制度ですね。これは今、石崎部長がおっしゃったように、ともすると技能・技術ということになってしまいがちなんですね。例えば、直方市、あそこあたりに農業マイスター制度というものもあるんですね。それで信州の白馬村、あそこは観光マイスター制度、それは長崎でも先ほど部長が言われたように、長崎市ものづくり支援事業をしていますよと、例えば観光では街角案内人ということでボランティアをやっているわけですね。だから、私は技術・技能というか、どちらかというとな工というのも技術の方に、どちらかという、いわゆるたくみですか、たくみの技ということで表彰を受けられる。それは結構なことだと思うんですが、私は、それをハード的なものだけではなくてソフト的にも、いろいろですね、今、そういう制

度を長崎でやっています。名前は変わっているんですね。

そこら辺を今後、いわゆる新しい長崎市の枠づくりが、平成17年の1月1日で待ったなしなんです。例えば私は、たまたま南部地区におりますから、三和町が結果的にどうするのか知りませんが、あそこにかじ屋さんなんかいるんですね、技術で言えば。そして樺島に行けば、からすみ名人という方がおられるわけですね。そういうものがたくさん今から出てくるのではないかと。

だから、それは私は、例えば横浜あたりは、年間50万円の助成をしますよとか、川崎市、北九州市なんかもそうなんです。私は、別にそういう助成策は、例えば、その人たちにある意味でのプライドを持っていただいて、そして、先ほど私がマイスター制度、ドイツでは、ということなのかという、そういうマイスターが若い人達を実践と教育で培う制度ということですから、そういうふうなことで、今言うように早急にとということにもいかんと思います。だから、それは、新しい長崎市の枠づくりの中で検討していただきたい、新しい市ができたときに、私も、それでもいいんじゃないかと思えます。それで、私はお金を助成するということではなくて、資格証だけでもいいと思うんですよ。そして、若い人たちが就職がない、そして市外、県外に出て行くと、こういう若者が少しでも、そういうたくみの技といいますが、そういうものをおれもいっちょやってみようということになれば、私は、もっとすばらしい制度になるんじゃないかと、そのように思っておりますから、石崎部長の答弁を了として、ひとつ検討をしていただきたいと、そのように要望をしておきます。

それから、南部地域の振興策についてであります。今、坂本部長から大体、予定どおりに、平成15年度末には完成しますということ。2期工事については、今おっしゃったように、私はなぜ、これにこだわるかということですね、場所は別にして、これは1期工事、2期工事というのが、議会と市民に対する約束事ですから、これはぜひやっていただきたい。そして今言うように、こういうものが必要なのか。今、市の財政もこれだけ逼迫しておりますから、あれもこれもという話にはならないと思います。そこら辺は、そういう地

域の人たちと十分に話をしてやっていただきたい。

というのがですね、例えば今から市町村合併になりますとね、三和町はどうなるかわかりませんが、そうすると、あの公園あたりが南部地区の交通の要衝になるわけですね、拠点にもなるわけです。そして、もう一つ、うれしかったのは、おかげで下水道工事がどんどん進んでいます。実は、おかげさまで、今、着々とできている南部運動公園の河川が、いわゆるミニ河川ということで砂地にしていたわけですね。そしたら、今、みんな蛭を飼おうとか言っているんですが、実は、自然にカワナが発生して、ことしは、あそこで蛭が乱舞したんですね。何も人工的に手を加えておりません。それは、やはり当時、三面張りですらでよかったですね。だから、そういうすばらしいミニ河川にもなっておりますから、知恵を絞って地域の人たちと、第2期のすばらしいものができるように、これは検討していただきたいと思います。

それから、道路行政ですね。これは、たびたび同僚の江口議員とか柳川議員たちも質問していましたが、大体ほとんど同じような答えが返ってきているみたいですね。その中で、実は、6月議会で、同僚の江口議員がこういう質問をしているわけですね。実は、港南地区まちづくりということで、これは長崎県臨海開発局がS P O T計画というのをやっていたらしいです。これについては、事業費の増大で事業が困難になったということで、発展的に解消したのかどうかはわかりませんが、判断してやめました。その結果、平成20年代後半を目指した長崎港の港湾計画の長期方針を探る長崎港長期構想検討委員会が長崎県において設立され、平成11年、長崎港湾実施計画書が港湾改修事業を主体としたものに改定され、同計画書が平成11年10月に長崎県中央港湾審議会に答申され、同年11月に中央港湾審議会の承認を得て、同年12月に運輸大臣の認可を得たところでありますということがあります。

実は、私が危惧するのは、今言ったように、とにかく国道499号は、私は肅々と早く推進していただきたい。きょうもですね、実はがっかりしたのは、私は小ヶ倉バイパスの方から実は来たわけです、県道ですね。下の道も走ってみると、いわゆる小管から古河町あたり行くとですね、どっち

が県道か国道かわからないわけですね。そうすると、極端に言うと、国道になったのがよかったのか悪かったのかという感じもしているわけですね。このことについては、皆さんが、やはり県の事業、国の事業ということですが、長崎市のまちづくりですから、この点については、市長も鋭意、さっきもおっしゃっていましたが、努力をしていただきたい。そのように思っております。

例えば、今申し上げました長崎港湾実施計画書というのは、どういうものなのか、私もよくわかりませんから説明をしていただきたいと思います。土木建築部長(佐藤忠孝君) 長崎港湾計画におきます道路計画の現状についてご説明をさせていただきますと思います。

同計画は、先ほども議員さんがおっしゃられましたように、長崎県臨海開発局における港南地区まちづくり、いわゆるS P O T計画にかかわるものとして、平成20年代後半を目指した長崎港整備の基本方針に基づき策定されたもので、平成11年12月、運輸大臣の承認を得たところでございます。

同計画の主な内容といたしましては、港湾施設などへの円滑な物流を確保するため、土井首ふ頭から小ヶ倉柳ふ頭を経まして、現在建設中の臨港道路女神大橋線へ連絡する臨港道路、これは土井首戸町線として計画されているものでございます。

その実施に当たりますのは、今後の国際物流の動向や長崎県における国際貨物の流通の需要等を十分に見極めながら、実施時期、規模、内容等を多角的に検討し、計画的に取り組みを図っていくというものでございます。

以上でございます。

37番(福島満徳君) わかりました。

ところで、ここに書いているように県市連絡協議会とありますが、このメンバーというのはどうなっているんですか。私が勉強不足で知らないのかもしれませんが、南部地域に住んでいる市会議員として、協議会なるものを知りません。メンバーを教えてください。

都市計画部長(松本紘明君) 幹線道路に関します協議会としまして、国、それから県、市、そういうメンバーで構成されております。

37番(福島満徳君) 松本部長、わからないから聞いているんですよね。そして、私がいつも心配



するのは、その計画がその地域の要望に合っているのか、それを地域が要求しているのかいないのかというのが大事なんです。私は、極端に言いますと、この外環状線、個人的には要りません。いつできるかわからん。そして私たちにとると、南部地域から見るとですね、外環状線ではないんですよ、わかっていますか。要するに、中央橋のうろつき構想をなくそうということで、女神大橋をやっているわけですから。そして、入ってくるのは、1つしか窓口ないんですよ、柳田の交差点というところに。先ほど女神大橋が18年春にできると。そうしたら伊王島と香焼と橋がつながるんですよ。ますます柳田交差点、一極集中しますよ。これは、そこにおられる陣内議員とか柳川議員が一番知っていると思うんです。朝来たら混雑しているわけですから、渋滞して。

だから、これは、私は、こんなばかなことをと言われてもかまいませんが、平成元年の6月議会で伊王島から香焼に橋をかけてみたらどうだろうか。それはなぜなのかという、その当時は、なかなか県道野母港線が国道に昇格しなかったんですよ。そして、みんなが知恵をめぐらせて、建設省から言われたものだから、交通省が、そこら辺はよくわかりませんが、あそこで野母崎でとまってしまうのではないかと、認められんと。そうして何とか知恵を絞って、あの人たちは当時は、野母崎と阿久根を結ぼうということをやっていたわけですよ。できるわけがないですよ、こんな交通アクセスが悪いところに。それで、今言うように、この女神の構想が出たころは40年前なんですよ。私たちの南部地域は大きく変わってしまったんですよ。それはね、確かに女神大橋が悪いとは言いません。地域が願望していたわけですから。それは、行政のおくれで40年後に完成するというだけの話ですから。そうすると、その間にどうなったかという、ここにもおられますが、いわゆる長崎の基幹産業である三菱重工長崎造船所が主力を香焼に移したわけです。あの地域は非常に大型団地ができたわけです。ダイヤランド、鶴見台、平山台、晴海台、椿が丘。そして、一番私が都市形態がいいと思っていた長崎のまちをみんなで壊してしまったのが、魚市と青果市場ですよ。あんな都市形態が一番いいものはどこにもないですよ。だって、それを青果市場は東長崎にやって、魚市

は三重に移したんですから。南部の魚屋さんで結構、廃業した人がいますよ。ガソリン代3倍ぐらいいかかるわけですから。それを持ってきて魚は売れんとですから。だから、私は、あえてそのときは、こう橋本助役が答弁をしております。これは莫大な金だと思います。2,000メートルぐらいあるんですから。しかし、ルートとしては、そっちの方がベターですねという答弁もしていただいたわけです。当時は、実は、それは県の仕事ですと言っていたわけです。今度は、そのまま行けば伊王島、香焼町は合併してくるんでしょう。長崎市の問題として、とらえていただきたいというふうに思います。ちょっと所感があればお願いします。土木建築部長(佐藤忠孝君) まず最初に、先ほど連絡協議会のメンバーということでご質問があったかと思いますが、これにつきましては、長崎県の港湾課を主体といたしまして、市の各事業部、これは道路建設課、河川課、総合企画室、交通政策課とか、そういうものを含めまして、まず、県におきまして、先ほど申しました港湾課を筆頭に河川課、砂防課、都市計画課、臨海開発局というメンバーでございます。

それと、もう1点の香焼から神ノ島間までの橋梁、いわゆる2,000メートル以上ということであったわけですが、先ほども申されましたように、これにつきましては、女神大橋が完成しますと、南部地区の効果的な循環道路であるというふうには認識しております。

このようなことから、2,000メートルを超すという長大橋になることから、先ほど言われましたように、相当な事業費もかかると考えられますので、議員提案につきましては、貴重な構想として考えておるところでございます。

37番(福島満徳君) だから、私は、部長、言っているんですよ。何を優先順位にした方が一番いいのかと。私は、新戸町から柳田間の外環状線は要らないと思いますよ。あれが出て、柳田交差点に出てくるんですよ。もし、みんなで考えて、どれが一番いいのかと。私びっくりしたんですが、この長崎港湾実施計画というのは、その地区民はだれも入っていないんですか、これはだれがつくろうと言い出したんですか、県がですか。ちょっと教えてください。

土木建築部長(佐藤忠孝君) 長崎県臨海開発局

でございます。

37番(福島満徳君) 県の臨海開発局と言いますが、そしたら、どなたか、地域からそういう声が出て始めたんですか。この地区に、県がこういうことをつくりたいということをやったんですか。もう一回教えてください。

土木建築部長(佐藤忠孝君) 当初、SPOT計画ということで、住宅とか公園とか道路とか、そういうものを総合的なまちづくりとして最初計画をしておいたわけですが、先ほども申したように、事業費が膨大になるとか、事業に当たっては、非常に困難性が予想されるということから、やはり、どうしても道路が必要であるということから、港湾事業の中の港湾改善事業として出発をいたしまして、これが、ふ頭整備とかあるわけですが、それにあわせて臨港道路をつくるのが一番早いのではないかとということで計画されたものでございます。

以上でございます。

37番(福島満徳君) これ以上は言いませんが、やはり、これは地域の声、市民の声を大事にしたいですよ。幾らいいものをあなたたちがつくったって言ったって、例えば、地域がそんなのは要らんだったという話になりかねんしね。だから、私はつくるなどは言わないですよ。今、言ったように、もう一回外環状線、そして、あなたたちが勝手に県でやっている、その港湾事業、私たちは一切知りません。地域の人も知らんでしょう、協議会入っていないんだから。だから、そういうむだなものを省いて、これだけ財政が逼迫しているんだから、南部地域の地区民のためには、どういう姿の道路行政がいいのかということ、私は考えてくれと言っているんですよ。

だから、それはわかりますよ。なかなか県にしても、国にしても、始めた事業をやめるのは難しいですよ。それは知って言っているんですから。だから、少なくとも、それは県の事業だ、国の事業だということではなくて、長崎市の問題なんですから、そこに住んでいる少なくとも、地区民ぐらい集めて協議会でも開いてください、今後は、参考意見としてね。私はそう思っています。だって、佐藤さんだって、あっちの地域に住んでいるのではないですか。道路行政が一番知っているのではないですか。

以上で終わります。

副議長(松尾敬一君) 次は、30番山口 博議員。

(山口 博君登壇)

30番(山口 博君) こんにちは。

世紀の移り変わりとはいえ、国の内外を問わず、さまざまな問題が噴出し、ちなみに、我が国におきましても、また、外国におきましても、北朝鮮の拉致問題、また、イラクにおける核問題等、我が長崎市におきましても、市の内外を震撼させた不祥事が続発し、暗雲立ち込める本議会ではございますけれども、私は自分の信条とする「弱者に光を」という立場で質問をさせていただきたいと思っております。

質問通告に従いまして、順次、質問をいたしますので、市長並びに関係理事者の明快なご答弁をお願いいたします。

まず第1に、福祉行政における茂木保育所の民間移譲についてお尋ねをいたします。

保育所の民間移譲については、平成13年3月に長崎市は行革大綱を発表し、その中で、市立保育所を民間に移譲することを諮り、その手始めとして茂木・福田の両保育所が候補となり、昨年12月から、それぞれの地域において説明会が開催されてきました。財政基盤脆弱な長崎市においては、さまざまな行革を計画、実施されており、さらに推進していかなくてはならない厳しい財政状況と相なっております。

このような中で、児童福祉政策でも、緊急課題となっている保育所入所待機児童の解消、懸案となっている乳幼児医療費の拡大、支給方法を検討するなど、少子化とはいえ、これから取り組むべき児童福祉政策は山積しており、多くの費用の増大が見込まれているということは、言うまでもなく十分認識しておるところですが、市立保育所の民間移譲計画については、民間保育所の資質の確保、延長保育などさまざまな問題点多々あります。現に、長崎市の認可保育所に入所している児童の8割が民間保育所で保育を受けております。

また、財政的な面においても、児童1人当たりの経費を比較した場合、公立保育所の経費が民間保育所を大きく上回っているということであり、児童福祉部門に限らず改善点はしっかり見直していこうということについては、本員も十分理解するところでありますけれども、市政運営につきま